

太田市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例

届出・申請の手引き

平成 31 年 3 月作成

令和 4 年 4 月改訂

令和 7 年 5 月改訂



太田市

目 次

I 「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要	3～5
II 小規模埋立等事業を申請する上での留意事項	6～8
III 小規模埋立等事業を行うとき	8～9
IV 小規模埋立等事業の許可を受け、土砂等埋立等行為を行うとき	10～12
V 罰則	12～13
VI 規則別表及び様式	13～30
別記1 土砂等搬入届出書の記載要領	31
別記2 小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書記載要領	32
別記3 小規模埋立等事業完了届出書の記載要領	33
別記4 埋立等区域内土壌検査等報告書の記載要領	34

≪ 申請先 ≫

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 環境対策課 公害対策係

電話 0276-47-1893 FAX 0276-47-1881

I 「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」の概要

建設工事などで排出された土砂等による埋立て等について、有害な物質の混入が懸念されています。

太田市では、汚染された土砂等による埋立て等を規制するため、「太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

この手引きでは、土砂等の埋立て等を行う場合の手続きについて説明します。

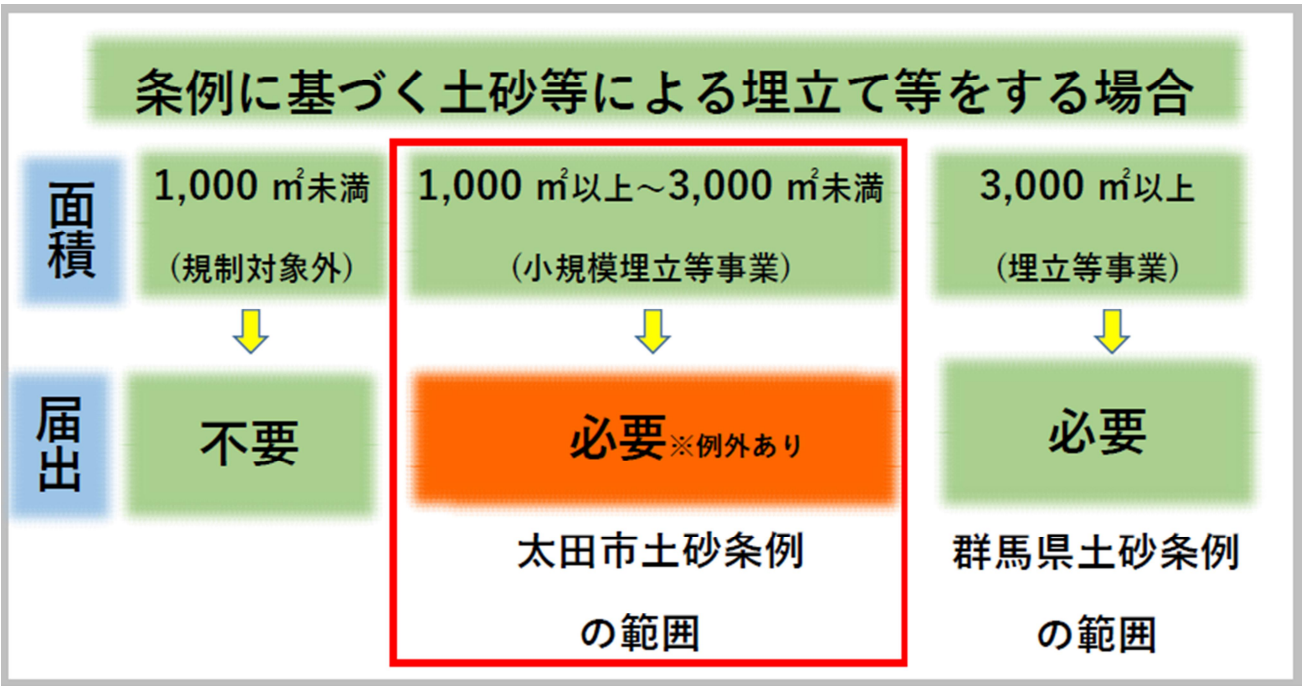
1 条例の目的

この条例では、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等による土壌の汚染を未然に防止し、市民の生活環境の保全に資することを目的としております。

2 条例の適用対象

この条例では、土砂等による埋立て等を行おうとする者が、1,000 m² 以上 3,000 m² 未満の埋立て等を行う場合、届出をしなければなりません。なお、条例の適用区分は【図1】のとおりです。

【図1】



※ 500 m² 以上の埋立て等は、群馬県知事への許可申請が必要です。

3 主な用語の説明

この手引きで使用している用語は次のとおりです。

土砂等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、地表・地盤等を掘削するなどして採取された土・砂・礫・砂利が集まったものをいい、砂・石などが混じっていても全体として土砂とみなすことができる場合は、本条例が適用されます。なお、産業廃棄物である汚泥やコンクリートガラ等は土砂に該当せず、土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していた場合は、廃棄物処理法が適用されます。
-----	--

埋立て等	土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積をいいます。（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）
埋立て	周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいいます。
盛土	周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定されていないものをいいます。
堆積	一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定されているものをいいます。
土砂等埋立等区域	土砂等による埋立て等を行う区域をいいます。
小規模埋立等事業	土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、当該土砂等埋立等区域の面積が 1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満であるものをいいます。 3,000 m ² 以上は埋立等事業となり、群馬県知事への許可申請が必要です。
小規模埋立等事業区域	小規模埋立等事業の用に供する区域をいい、土砂等埋立等区域に加えて、現場事務所や駐車場、排水施設等の区域が含まれます。
施工管理者	小規模埋立等事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に必要な施工上の管理をつかさどる者
土壌検査	土砂等を採取し、その土砂等に含まれている有害な物質の濃度を測定するもの
水質検査	埋立等区域から排出される水がある場合に、その水を採取し、その水に含まれている有害な物質の濃度及び水素イオン濃度を測定するもの

4 禁止される埋立て等

- (1) 条例で定められている土壌基準に適合していない土砂等による埋立て及び崩落が発生するおそれのある土砂等の埋立等、また、改良剤を使用した土砂等の埋立て
- (2) 建設省令（現：国土交通省）で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥
- (5) セメントや石灰を混合したもの

5 小規模埋立等事業の届出を要しないもの（適用除外）

次の土砂等埋立等行為については、本条例の届出が不要です。

- (1) 土砂等埋立等区域の面積が 1,000 m²未満の土砂等埋立等行為
- (2) 宅地造成その他事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、又は採取された土砂等によるもの
- (3) 国並びに地方公共団体国及び地方公共団体に準ずる団体（【表 1 参照】）が行う土砂等による埋立て等（委託し、又は請け負わせて行うものを含む。）
- (4) 採石法の認可を受けた採取計画に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採

- 取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等
- (5) 砂利採取法の認可を受けた採取計画に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けた(同法第34条の2第1項の規定により許可があったものとみなされる場合も含む。)開発区域内で行う土砂等による埋立て等
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等
- (8) この条例若しくは法令等又はこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- (9) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (10) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の実管理行為として行う土砂等による埋立て等

【表 1】

地 方 公 共 団 体 に 準 ず る 団 体	
高速道路株式会社法	・ 第1条に規定する会社
土地改良法	・ 第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 ・ 第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第3条に規定する資格を有する者
土地区画整理法	・ 第4条第1項の規定により知事の認可を受けた者 ・ 第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
地方住宅供給公社法	・ 地方住宅供給公社
公有地の拡大の推進に関する法律	・ 第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
独立行政法人通則法	・ 第2条第1項に規定する独立行政法人
国立大学法人法	・ 第2条第1項に規定する国立大学法人
日本下水道事業団法	・ 日本下水道事業団
その他	・ 前各号に掲げる土砂等による埋立て等に準ずるものとして市長が認めるもの

II 小規模埋立等事業を申請する上での留意事項

1 他法令による規制の確認

小規模埋立等事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令の規制を受けることになりますので、土砂条例に基づく届出申請とは別に各法令に基づく手続きが必要になります。
小規模埋立等事業の届出申請を行う前に、他法令による規制の有無を十分確認してください。

主な他法令 法令の名称	必要な手続き	確認先
都市計画法	開発許可	建築指導課
森林法	林地開発許可、伐採届	東部森林事務所
農地法	農地転用許可等	農業委員会事務局
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例	開発事業の承認等	群馬県 地域政策課 土地・水対策室
文化財保護法	発掘調査等	文化財課
道路法、河川法等 (法定外公共物：赤道、青道等の取扱い及び搬出入経路を含む)	道水路・河川の占用工事、 接道工事、排水処理工事等の 必要性確認	道路管理課 群馬県 前橋土木事務所
建築基準法 (仮設事務所等の設置の場合は不要)	必要性の確認	建築指導課
大気汚染防止法（粉じん）、騒音規制法、振動規制法	該当か否かを確認	環境対策課
太田市景観条例	該当か否かを確認	都市計画課
盛土規制法	必要性の確認	群馬県建築課

上記の他にも地形・地目・指定地域等により規制の対象や手続きが必要となる場合もありますので適宜確認をしてください。

2 土地所有者への説明

小規模埋立等事業が借地の場合は、土地所有者の承諾書が必要です。

承諾を受ける際は、後日紛争等が生じることがないように、事業計画の内容を土地所有者に十分説明してください。

また、隣接地所有者等だけでなく近隣住民に対しても、事業開始前に事業計画の内容を説明するとともに、事業開始後は、施工に伴う騒音・振動・砂塵の抑制、土砂運搬車両の運行配慮その他小規模埋立等事業に関する要望等への対応に努めてください。

3 土砂等の性状による搬入の制限

次に掲げる土砂等は、小規模埋立等事業区域に搬入してはいけません。

(1) 土砂条例で定められている土壌基準に適合していないもの

- (2) 建設省令で定められている第一種建設発生土、第二種建設発生土、第三種建設発生土のいずれにも該当しないもの
- (3) セメントや石灰を混合し、化学的安定処理をしたもの
- (4) 産業廃棄物に該当する汚泥

4 土砂等の搬入の事前届出

小規模埋立等事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入しようとする日の10日前までに市長に届け出なければなりません。

排出場所が変わらなくても、搬入量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに届け出なければなりません。

届出書には、排出元証明書や土壌検査証明書を添付しなければなりません。

5 施工管理等

小規模埋立等事業の施工に当たっては、次の点を遵守するとともに、施工管理者は、届出どおり計画的に施工されるよう適切に管理してください。

- ・土砂等搬入計画に則り施工すること。
- ・小規模埋立等事業区域に土砂等を搬入する場合には車両の見やすい箇所に土砂等の搬入に供する車両である旨を表示し、搬入を委託する場合にはその旨を表示させるよう努めること。

6 事業内容の変更

小規模埋立等事業の内容を変更しようとするときは、事前に変更に係る事項を届け出なければなりません。

7 土壌検査・水質検査の実施

小規模埋立等事業区域内の土壌検査及び水質検査は6月ごとに実施し、検査結果を市長に報告しなければなりません。6月が経過しなくても、搬入した土砂等の数量が5,000m³を超えるときは、5,000m³を超えるごとに検査を実施しなければなりません。

検査に用いる試料を採取するときは、市の担当職員が立ち会いますので、事前に日程を調整してください。

8 立入検査への対応

小規模埋立等事業の実施中は、市の担当職員が随時立入検査を実施しますので、検査に応じてください。

検査の結果、問題が認められた場合は改善を指示しますので、指示に従ってください。

9 汚泥等の適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「土壌汚染対策法施行規則」等に定める基準に適合しない汚染土壌は、各個別法令によって定められた処理方法によって適正に処理してください。

10 その他申請、届出等提出に係る留意事項

- (1) 申請書、届出書等の押印は、届出申請書に押印した印（申請書に添付の印鑑証明書の印）を押印してください。
- (2) 申請、届出等を行政書士等が代行する場合、委任状を必ず添付してください。
- (3) 申請、届出等の提出部数は2部とする。控えが必要な場合には、別途用意してください。
- (4) 土砂等の搬入計画の届出後、各種届出をする場合は、届出を行った者が行うこと。届出をした者以外からの申請、届出は受け付けませんので注意してください。

III 小規模埋立等事業を行うとき

1 小規模埋立等事業に関係する者の義務

太田市内で小規模埋立等事業を行う場合、小規模埋立等事業に関係する者は、条例の目的を念頭に置き、次の義務を負うことになります。

埋立て等を行う者	・土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努めること。 ・土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮すること。
土砂等を排出する者	・土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めること。 ・適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力すること。
土地の提供者	・土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めること。

2 小規模埋立等事業の手続き

太田市内で土砂等埋立等区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の小規模埋立等事業を行う場合は、原則、盛土規制法の許可を受けなければなりません。

なお、複数の埋立て等を単に分けて行う場合は、それぞれの堆積に係る土地の面積を合算します。

※ 1,000㎡未満の取り扱い

当初の予定事業規模が1,000㎡未満であっても、事業変更等により1,000㎡を超える規模になった場合は、小規模埋立等事業の手続きを行う必要がありますので、速やかに実施計画を策定してください。

4 提出書類一覧

① 土砂等の搬入計画の届出（30日前まで）		
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式2号）	
② 土砂等の搬入時（10日前までに）		
1	土砂等搬入届出書（様式第6号）	

2	土砂等排出元証明書（様式第 7 号）	
3	土壌検査の試料を採取した位置図	
4	土壌検査の試料を採取した現場写真	
5	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
6	土壌検査証明書（様式第 9 号）	
③ 面積の変更、施行計画の変更等		
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第 4 号）	
2	条例第 7 条第 2 号～第 8 号の変更に係る事項に関するもの	
④ 届出者の住所・氏名の変更		
1	<申請者又は施工管理者の住所又は氏名の変更の場合> 住民票の写し	
2	<法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合> 法人の登記事項証明	
⑤ 地位の承継		
1	小規模埋立等事業地位承継届出書（様式第 1 4 号）	
2	承継の事実を証する書類	
⑥ 定期報告（3 か月ごと）		
1	小規模埋立等事業施工状況報告書（様式第 1 7 号）	
2	小規模埋立等事業施工管理台帳（様式第 1 6 号）	
⑦ 土 壌 検 査		
1	小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第 1 8 号）	
2	土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図	
3	現場写真	
4	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
5	土壌検査証明書（様式第 9 号）	
水 質 検 査 を 伴 う 場 合		
6	水質検査証明書（様式第 1 9 号）	
7	排水を採取した地点の位置図	
8	現場写真	
9	検体試料採取調書（様式第 8 号）	
⑧ 廃 止 又 は 休 止		
1	小規模埋立等事業廃止（休止）届出書（様式第 1 2 号）	
2	小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面	
3	小規模埋立等事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面	
⑨ 完 了		
1	小規模埋立等事業完了届出書（様式第 1 1 号）	
2	完了した小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面	

IV 小規模埋立等事業の土砂等埋立等行為を行うとき

1 基本的注意事項

本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、埋立て等による土壌の汚染を未然に防止し、市民の生活環境の保全に資することにあります。

届出を行った方は、常に条例の目的を念頭に置き、条例や施行規則に従うとともに、他法令についても遵守し、土砂等埋立等行為に係る工事を行ってください。

また、工事の施工に当たっては、届出内容に従って行ってください。

2 土砂等埋立等行為前の手続き

(1) 土砂等搬入開始 30 日前までに必要な書類

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書（様式 2 号）に必要事項を記載し、届け出てください。

(2) 土砂等搬入開始 10 日前までに必要な書類

土砂等搬入届出書（様式第 6 号）に必要事項を記載し、次の①～⑤の書類を添付のうえ、届け出てください。

- ① 土砂等排出元証明書（様式第 7 号）
- ② 土壌検査の試料を採取した位置図
- ③ 土壌検査資料を採取した現場写真
- ④ 検体試料採取調書（様式第 8 号）
- ⑤ 土壌検査証明書（様式第 9 号）

3 土砂等搬入開始から完了までの手続き

(1) 土壌検査

搬入計画の届出をした者は、小規模埋立等事業区域へ土砂等の搬入を開始した日又は前回の検査基準日から起算して 6 か月を経過する日又は小規模埋立等事業区域に搬入した土砂等の数量が 5,000 m³ を超える日のいずれか早い日に土壌検査を行い、小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第 18 号）に必要事項を記載し、次の①～④の書類を添付のうえ、検査後 1 か月以内に報告してください。

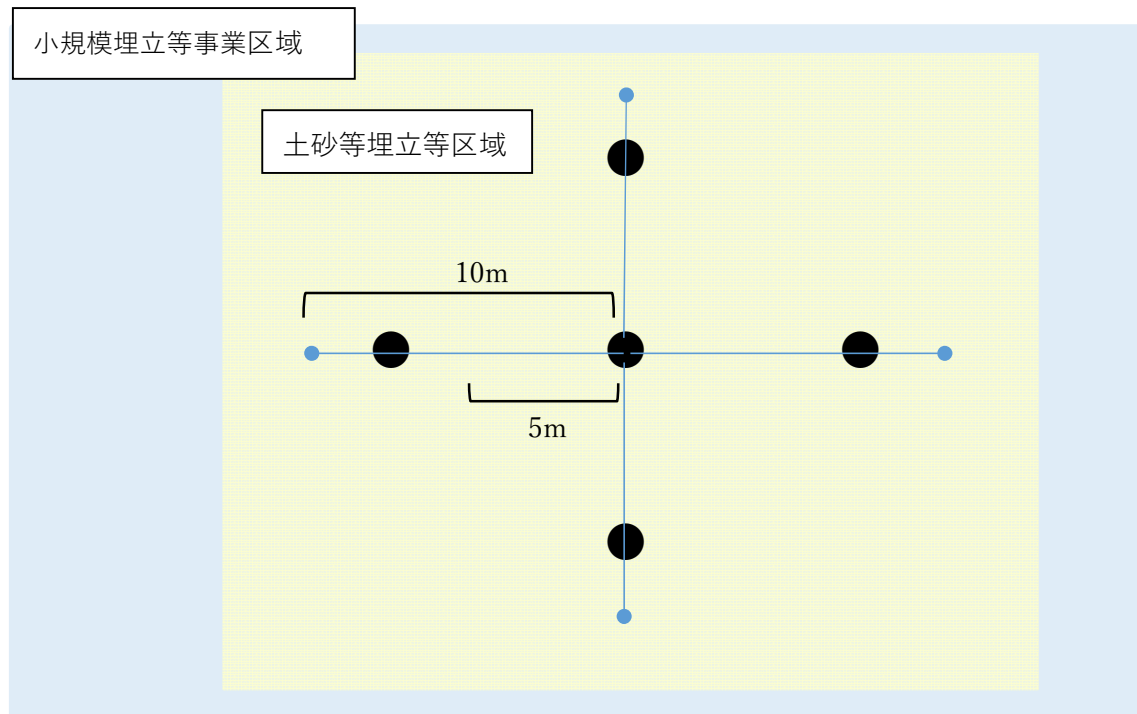
- ① 土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図
- ② 現場写真
- ③ 検体試料採取調書（様式第 8 号）
- ④ 土壌検査証明書（様式第 9 号）

【検査方法】

■ 小規模埋立等事業区域内土壌検査のための試料は、市長が指定する職員の立会のもと、採取してください。

■ 試料とする土砂等の採取は、土砂等埋立等区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点計 5 地点の土壌で行ってください。

<イメージ>



※ ●は土壌採取地点

※ 当該採取地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点の土壌を摂取してください。

(2) 水質検査

小規模埋立等事業区域から排出される水がある場合は、水質検査を実施し、上述「(2)土壌検査」と同様に小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第18号）に必要事項を記載し、次の書類を添付し、検査後1か月以内に報告してください。

- ① 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図
- ② 現場写真
- ③ 検体試料採取調書（様式第8号）
- ④ 水質検査証明書（様式第19号）

(3) 変更の届出

搬入計画の届出をした者が、次の事項を変更しようとするときは、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第4号）に必要事項を記載し、次の①～⑦で変更に係る事項に関するものを添付して提出してください。

- ① 埋立て等の目的
- ② 小規模埋立等事業区域の位置及び面積
- ③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④ 小規模埋立等事業を行う期間
- ⑤ 小規模埋立等事業区域に搬入する土砂等の数量
- ⑥ 小規模埋立等事業施工に関する計画
- ⑦ 小規模埋立等事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

(5) 地位の承継

小規模埋立等事業の届出を行った者の地位を承継した者は、小規模埋立等事業に係る土砂等

搬入計画変更届出書（様式第４号）に必要事項を記載し、承継の事実を証する書類を添付のうえ、承継した日から３０日以内に市長に届け出てください。

(6) 廃止又は休止

搬入計画の届出をした者が、小規模埋立等事業を廃止又は休止するときは、小規模埋立等事業廃止（休止）届出書（様式第１２号）に必要事項を記載し、次の書類を添付のうえ、廃止又は休止の日から１０日以内に市長に届け出てください。

① 小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面

② 小規模埋立等事業区域以外の区域への土砂等の飛散及び流出を防止するために必要な措置に関する図面

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第１８号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第７条第２項第７号及び第８号に規定されている「小規模埋立等事業の施工に関する計画」、「小規模埋立等事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

４ 完了の手続き

搬入計画の届出をした者が、小規模埋立等事業を完了したときは、小規模埋立事業完了届出書（様式第１１号）に必要事項を記載し、完了した小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面を添付のうえ、完了した日から１０日以内に市長に届け出てください。

また、速やかに土壌検査及び水質検査を行い、小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第１８号）に必要事項を記載し、報告してください。

市長は届出があったとき、遅滞なく条例第７条第２項第７号及び第８号に規定されている「小規模埋立等事業の施工に関する計画」、「小規模埋立等事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画」に適合しているか確認し、確認した結果を通知します。

Ⅴ 罰 則

次の場合には、罰則が科せられることがあります。

搬入禁止命令違反（条例第１０条）、改善命令違反（条例第１９条）	１年以下の懲役または１００万円以下の罰金
搬入事前届出義務違反、地位承継届出義務違反、土壌検査・水質検査結果報告義務違反、報告徴収応答義務違反、立入り検査忌避	５０万円以下の罰金
小規模埋立等事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反	３０万円以下の罰金

VI 規則別表及び様式

- 1 土壌基準（別表第1）
- 2 水質検査測定方法（別表第2）
- 3 様式第2号～第19号

土壌基準（別表第1）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
りん 有機 燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102-4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5又は7.2.1及び7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0102-3 24.3（24.3.3及び24.3.7を除く）に定める方法
ひ 砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下（埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地（田に限る。銅の項及び別表第3備考第2号において同じ。）である場合にあっては、検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下かつ試料1キログラムにつき15ミリグラム	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法

	未満)	
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、磷酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

水質検査測定方法（別表第２）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格 K0102-3 14. 3、14. 4又は14. 5に定める方法
全シアン	日本産業規格 K0102-2 9. 3. 2若しくは9. 3. 3の蒸留操作を行い、9. 4、9. 5若しくは9. 6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法
有機磷	日本産業規格 K0102-4 7. 2. 1及び7. 2. 3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあっては日本産業規格 K0102-4 7. 2. 1及び7. 2. 2. 2及び7. 2. 5又は7. 2. 1及び7. 2. 6に定める方法（ただし、7. 2. 6に定める方法により測定する場合において、7. 2. 2のクリーンアップを行うときは、7. 2. 2. 2に定める操作とする）
鉛	日本産業規格 K0102-3 13. 2、13. 3、13. 4又は13. 5に定める方法
六価クロム	日本産業規格 K0102-3 24. 3（24. 3. 3及び24. 3. 7を除く）に定める方法
砒素	日本産業規格 K0102-3 20. 3、20. 4又は20. 5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
P C B	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格 K0102-3 11. 3、11. 4、11. 5又は11. 6に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法

1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格 K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	日本産業規格 K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、燐酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。）及び5.5に定める方法
ほう素	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格 K0102-1 12に定める方法

備考

1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

（表）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

届出者 住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
小規模埋立等事業を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	m ³	
埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
その他		

備考 欄に記入しきれない場合には、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。

(裏)

添 付 書 類	1	埋立等区域の位置を示す図面
	2	埋立等区域の付近の見取図
	3	届出者が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
	4	届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
	5	埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
	6	埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
	7	埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
	8	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 9 条の規定により、小規模埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更について、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月 日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考 太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

土砂等搬入届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月 日	年 月 日
今回の届出に関する 土砂等の排出場所及 び土砂等を排出する 者	（排出場所） 所在地 工事名 （排出する者） 住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名） 電話番号
搬入しようとする 土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	①土砂等排出元証明書（様式第 7 号） ②土壌検査の試料を採取した位置図 ③土壌検査の試料を採取した現場写真 ④検体試料採取調書（様式第 8 号） ⑤土壌検査証明書（様式第 9 号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の 10 日前までに提出すること。

土砂等排出元証明書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
土砂等の排出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該小規模埋立等事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該小規模埋立等事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う小規模埋立等事業の届出を行った者	住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

備考 「今回の証明に係る土砂等の性状」の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

検体試料採取調書

年 月 日

住 所
届出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）

電話番号

住 所
採取者 所 属
職 氏名
電話番号

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採取年月日	
採取時の天候	
土壌検査の場合の採取深度	

備考 「検体区分」の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

様式第9号（第10条、第18条関係）

土壌検査証明書				
年 月 日				
様		分析機関名 代表者 所在地 電話番号		
		環境計量士		
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。				
（検体番号 ）				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/ℓ		0.01	
全シアン	mg/ℓ		不検出	
有機燐	mg/ℓ		不検出	
鉛	mg/ℓ		0.01	
六価クロム	mg/ℓ		0.02	
砒素	mg/ℓ		0.01	
総水銀	mg/ℓ		0.0005	
アルキル水銀	mg/ℓ		不検出	
P C B	mg/ℓ		不検出	
ジクロロメタン	mg/ℓ		0.02	
四塩化炭素	mg/ℓ		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/ℓ		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ		0.006	
トリクロロエチレン	mg/ℓ		0.03	
テトラクロロエチレン	mg/ℓ		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ		0.002	
チウラム	mg/ℓ		0.006	
シマジン	mg/ℓ		0.003	
チオベンカルブ	mg/ℓ		0.02	
ベンゼン	mg/ℓ		0.01	
セレン	mg/ℓ		0.01	
ふっ素	mg/ℓ		0.8	
ほう素	mg/ℓ		1	
1,4-ジオキサン	mg/ℓ		0.05	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

年 月 日

様

住 所
証明者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項により届け出た土砂等の搬入計画に係る埋立等区域に搬入する土砂等については、採石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第 11 号（第 12 条関係）

小規模埋立等事業完了届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第 9 条により変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る小規模埋立等事業を完了したので、同条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
計画期間	年 月 日 ～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考 完了した小規模埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。

小規模埋立等事業廃止（休止）届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第 9 条の変更を届け出た場合にあつては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る小規模埋立等事業を廃止（休止）したので、同条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 （休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

備考 埋立等区域の出来形に関する図面を添付すること。

小規模埋立等事業再開届出書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
届出者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 7 条第 1 項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第 9 条の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る小規模埋立等事業を再開したいので、同条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

備考 この届出書は、休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき、再開する日の 10 日前までに提出すること。

埋立等区域内土壌検査等報告書

年 月 日

（宛先）太田市長

住 所
報告者 氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、
その名称及び代表者の氏名）
電話番号

太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例第 16 条第 1 項の規定による埋立等区域内土
壌検査等の結果を次のとおり報告します。

搬入計画の届出年月 日	年 月 日
土砂等又は排出水の採取地点・・・・・・別添位置図、現場写真及び 検体試料採取調書（様式第 8 号）のとお	
土壌に係る検査証明書・・・・・・別添のとお	
水質に係る検査証明書・・・・・・別添のとお	

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第 19 号（第 18 条関係）

水質検査証明書			
年 月 日 様		分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士	
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に定める方法、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）別表に定める方法により計量した結果を次のとおり証明します。 （検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機燐	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
P C B	mg/l		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
1,4-ジオキサン	mg/l		
水素イオン濃度	pH		
備考			

別記 1 土砂等搬入届出書の記載要領

1 使用する様式

「土砂等搬入届出書（様式第 6 号）」を使用すること。

2 土砂等搬入届出書の記載

（1）搬入しようとする土砂等の予定量

「土砂等排出元証明書（様式第 7 号）」の「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量を記載すること。

（※土砂等排出元証明書（様式第 7 号）記載の土量は最大 5,000 m³まで）

土砂等搬入届出書及び添付書類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	土砂等搬入届出書 （様式第 6 号）	有り		
2	土砂等排出元証明書 （様式第 7 号）	有り	・土砂等の <u>排出者</u> の記名、押印がなされているもの。 ・「今回の証明に係る土砂等の排出量」欄記載の土量は 1 度に最大 5,000 m ³ まで。	
3	検体試料採取調書 （様式第 8 号）	有り		
4	土壌検査証明書 （様式第 9 号）	有り	・計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
5	土壌検査の試料を採取した 地点の位置図、現場写真	無し	・位置図は、周辺の状況が容易に把握判明できるもの。 ・現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100 ～ 1/1,000

別記 2 小規模埋立等事業変更許可申請書の記載要領

1 使用する様式

「小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第4号）」を使用すること。

2 小規模埋立等事業許可申請書の記載

（1）変更の内容

条例第7条第2項第2号から同条同項第8号で定める次の事項のうち、変更する事項を記載すること。

- ① 埋立て等の目的
- ② 小規模埋立等事業区域の位置及び面積
- ③ 土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ④ 小規模埋立等事業を行う期間（延長する場合に限る）
※期間を延長する場合は、最長1年。
- ⑤ 小規模埋立等事業区域に搬入する土砂等の数量（増加させる場合に限る）
- ⑥ 小規模埋立等事業の施工に関する計画
- ⑦ 小規模埋立等事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画

（2）変更の理由

変更に至った具体的な理由を記載すること。

小規模埋立等事業変更許可申請書及び添付書類一覧

書類 番号	申請書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書（様式第4号）	有り	・「別記7 小規模埋立等事業変更許可申請書の記載要領」を参照のこと。	
2	添付資料	無し	1 変更に係る資料で、変更に応じた書類が添付されていること。 2 土砂等の数量の変更にあっては、当該数量を算出するために用いた変更容量計算書 3 図面については、許可申請書に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更の内容が容易に把握できるものであること。	

別記 4 小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書記載要領

1 使用する様式

「小規模埋立等事業完了届出書（様式第 11 号）」を使用すること。

2 届出の期日

小規模埋立等事業を完了した日から 10 日以内

小規模埋立等事業完了届出書及び添付種類一覧

書類 番号	届出書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模埋立等事業完了届出書 (様式第 11 号)	有り		
2	小規模埋立等事業区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し		
3	土砂等埋立等区域の出来形平面図、出来形断面図、面積計算書	無し		
4	埋立て等をした土砂等の出来形容量計算書	無し		
5	出来形雨水排水図	無し	排水施設の位置、規模、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置が記載されていること。(排水施設の種類、材料が記載されていること。)	

別記 3 小規模埋立等事業完了届出書の記載要領

1 使用する様式

「小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書（様式第 1 1 号）」を使用すること。

2 不要な文字の削除

様式中の不要な文字は横線で消すこと。

3 届出の期日

（1）小規模埋立等事業届出期間中に実施する検査

土壌検査等の義務を負った日から 1 か月を経過する日まで

（2）小規模埋立等事業完了後に実施する検査

市長が指定する日まで

小規模埋立等事業区域内土壌検査等報告書及び添付書類一覧

書類 番号	報告書・添付書類	指定様式 の有無	作成上の留意事項及び明示する事項	縮尺等
1	小規模埋立等事業 区域内土壌検査等 報告書 (様式第 1 1 号)	有り	様式中の不要な文字は横線で消すこと。	
2	検体試料採取調書 (様式第 8 号)	有り		
3	土壌検査証明書 (様式第 9 号)	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
4	水質検査証明書 (様式第 1 9 号)	有り	計量士（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 6 9 号）第 5 0 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。）が発行したもの。	
5	検査の試料を採取 した地点の位置 図、現場写真	無し	位置図は、周辺の状況が容易に把握できるもの。現場写真は、排出場所の概ねの全景及び採取状況が撮影されたもの。	1/100 ～ 1/1,000